

事 務 連 絡
令和2年2月18日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
について

保育所等（問合せ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）
において保育所等の子どもや職員（以下「子ども等」という。）に新型コロナウイルス
感染症が発生した場合、事態に迅速に対処するため、当面の間、別紙のと
おりの対応とします。

つきましては、事前に十分把握いただき、万が一新型コロナウイルス感染症
が発生した場合には、御対応よろしく願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県にお
かれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたしま
す。

なお、御不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4839）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

(別紙)

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
(2月18日時点)

【発生情報の保育所等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した子ども等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、当該子ども等が在籍する保育所等が所在する市区町村に連絡する。連絡を受けた市区町村は、当該保育所等と情報を共有する。

【登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について】

2. 市区町村は、当該子ども等に対して、治癒するまでの間、登園等を避けるよう保護者等に要請する。また、市区町村及び保育所等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休園等の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所等の全部又は一部の臨時休園等を要請する。
また、都道府県等は、感染のおそれがある子ども等について、必要と認める場合には、市区町村を通じて保育所等に対し、登園等を避けるよう要請する。
4. 都道府県等から臨時休園等の要請がない場合であっても、市区町村は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、保育所等において多数の発症者がいる場合などには、保育所等運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休園等を行うことができる。その場合には、休園等に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県等と相談の上、判断することが重要である。

【地域住民や保護者への情報提供等】

5. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、市区町村と連携して、保育所等を通じて、保護者等に対しても同様に情報を提供する。